

研究会設立に関する申し合わせ

ひろさき産学官連携フォーラム会則における研究会について、次のように申し合わせる。

(目的)

1. 研究会は、各個別テーマごとに弘前地域における産学官の交流・連携を促進し、新商品・新産業の創出により地域経済の発展を図ることを目的とする。

(事業)

2. 研究会は、目的を達成するため、産学官による調査研究活動、研究成果の普及啓発、その他フォーラムの目的を達成するために必要な事業を行う。

(研究会設立)

3. 研究会は、5名以上の研究会員をもって設立できる。ただし、産学官連携の趣旨からも、産（民間の企業・団体）、学（教育・研究機関）、官（公的研究機関、自治体）の3者のうち、2者以上で構成されているものとする。

(設立)

4. 会員が研究会を設立する場合は、研究会（設立）届出書をひろさき産学官連携フォーラム事務局へ提出し、ひろさき産学官連携フォーラム役員会が設立の可否を決定する。

(廃止)

5. 会員が研究会を廃止する場合は、研究会（廃止）届出書をひろさき産学官連携フォーラム事務局へ提出し、ひろさき産学官連携フォーラム役員会が廃止の可否を決定する。

(研究会会長)

6. 研究会は、研究会会長を置き、研究会会長は研究会を統括する。

(研究会会員)

7. 研究会の基本運営は、研究会会員が行う。

(事業年度・報告)

8. 本研究会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、事業年度終了後は、速やかに、ひろさき産学官連携フォーラムへ事業報告書及び決算報告、新年度事業計画及び収支計画（予算）を提出するものとする。

(活動費への補助期間)

9. 研究会活動費への補助期間は、設立の年度も含め原則3か年度までとする。
なお、補助期間を延長したい場合は、研究会（補助期間延長）届出書をひろさき産学官連携フォーラム事務局へ提出し、ひろさき産学官連携フォーラム役員会が2か年度毎に補助期間延長の可否を決定する。